

こども家庭庁任期付職員の採用について

成育局成育環境課居場所づくり専門官（課長補佐級）又は居場所づくり係長

1. 職務内容	○ こどもの居場所づくりについては、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」において今後のこども政策の基本理念として「全てのこどもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態（Well-being）で成長し、社会で活躍していけるようにすることが重要」であることが掲げられたことを受け、こどもの居場所づくり指針（令和5年12月閣議決定）に基づき、地域の多様な居場所の普及拡大や災害時のこどもの居場所に対する取組の充実に向けた施策を推進しているところです。 ○ また、近年の社会環境の変化により、孤立感や不安感を抱えながら子育てを行っている現状があり、「子育ての困難が起きやすい・あるいは困難緩衝しうる要因が少ない層」へのアプローチの充実や、「若者期への支援」等、学齢期の子どもたちの成育環境の充実に向けて新たな政策対応が求められています。 ○ こども家庭庁成育局成育環境課の居場所づくり担当課長補佐級又は係長級として、次の①～⑤の業務を担う者を募集します（実際の業務に当たっては、特性・希望等を踏まえて課内で分担）。 ① こどもの居場所部会運営、制度詳細の企画立案その他企画調整業務 ② 国会関係業務、予算編成及び予算執行に関する業務 ③ 補助金等の交付申請に対する交付等業務 ④ 調査及び分析の実施に関する事業者等への指導・監督等業務 ⑤ 広報等業務
2. 求める人材	下記（１）及び（２）の要件すべてに適合する者 （１）上記「職務内容」に関する業務等に関する学識経験もしくは公的機関やNPO法人等において上記「職務の内容」に関する業務を主として担当した経験年数が４年程度、もしくはそれ以上の期間を有する者。 （２）調査・研究機関、企業、行政等において、上記の経験年数を含めて概ね７年以上（係長級）若しくは概ね１４年以上（課長補佐級）の職歴を有すること。 ※補佐級：大学卒業後概ね１４年、短大卒業後概ね１７年、高校卒業後概ね１９年以上の業務経験（大学院での研究業務を含む）を有すること。 係長級：大学卒業後概ね７年、短大卒業後概ね１０年、高校卒業後概ね１２年以上の業務経験（大学院での研究業務を含む）を有すること。

3. 応募資格	1. 大学卒業又は同等以上の学力を有することが望ましいこと 2. 上記「求める人材」に記載された実務経験を有すること 3. 当該採用期間にわたり継続して勤務が可能な者 4. 日本国籍を有する者 なお、次のいずれかに該当する者は、今回の募集に応募できません。 (1) 日本国籍を有しない者 (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (5) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
4. 採用予定人数	1名
5. 採用予定期間	令和8年10月1日～令和10年3月31日まで (職務の状況によっては任期の更新等もあり得ます。)
6. 勤務地	こども家庭庁本庁（東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング）
7. 採用形態・給与等	(1) 採用形態 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、常勤の国家公務員として採用を予定しています。 (2) 採用予定官職 内閣府事務官（成育局成育環境課居場所づくり専門官又は居場所づくり係長）（予定） ※他の関係する官職に併任となり、当該官職の事務を行う場合があります。 ※経験年数など経歴を踏まえ役職を決定します。 (3) 給与 給与については、任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定します。
8. 勤務時間・休暇等	(1) 勤務時間・休暇等 ・勤務時間：午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、休日を除く。） ・休暇：年次休暇20日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可。）、特別休暇、病気休暇、介護休暇 (2) その他

	・ 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）等に基づき、兼業に当たっては制限があります。また、業務上知りえた情報について守秘義務が課されることとなります。
9. 選考方法	一次選考：書類審査、二次選考：面接 ※書類審査の結果、二次選考（面接）を行うこととなった方のみに二次選考の日時・場所等をすみやかにご連絡いたします。
10. 応募要領	（１）応募方法 下記提出書類を担当あて郵送（応募締切日必着）してください。（応募書類は返却いたしません。なお、応募書類に記載された個人情報につきましては、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。責任を持って破棄いたします。） （２）提出書類 ① （様式）履歴書 ※カラー写真貼付、メールアドレス記載 ② 志望理由をまとめたもの（A4 横書） ③ これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの（A4 横書） （注）専門知識、経験に関する資料、資格に関する証明書類があれば、写しをご提出ください。 （３）提出先 〒100-6003 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 21 階 こども家庭庁成育局成育環境課総務係 ※封筒に「任期付職員（成育局成育環境課居場所づくり専門官）応募」と必ず記載の上提出してください。 （４）応募受付期間 <u>令和 8 年 8 月 7 日（金）必着</u>
11. 問い合わせ先	こども家庭庁成育局成育環境課総務係 電話：03-6861-0227 E-mail：seiikukankyou.soumu@cfa.go.jp
12. 備考	1. 現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職する必要があります。（休職は不可） 2. 採用内定者には、健康診断を受診（自己負担により任意の医療機関で実施）していただきます。 3. 身分証明証にマイナンバーカードを使用します。お持ちでない方は、マイナンバーカード取得をお願いいたします。